

## 時間と法 (二)

### ―邦語文献の整理と課題 (二)―

齋 藤 洋

(五) 第五論文<sup>(1)</sup>は、これまでの検討を基にした、仮の結論兼今後の課題について、千葉自身の見解を述べている。

まず、これまでの回顧として、人間とは何なのか、という疑問から出発し、ルーマン、グリーンハウス、エンゲル、フッセルなどの成果を通して「法と時間」が研究するに値するテーマであることを確信し、次に時間と実定法との関係あるいは時間がどのように実定法に内在しているかという問題を日本を例に検討し、歴制改革(一八七二年)を切っ掛けに幕府管理下の旧時間制と新政府の西欧的時間制との間で生じた異質なもの同士の接触と交流という対応関係が生じた点が明らかになったという。さらにベルクマン、オスト、ウインクラー、ウエンドルフなどの研究成果、特にウエンドルフがヨーロッパ時間史のなかで大社会の統一権力が諸種の社会時間を集権化する事実を指摘したことを受けて、問題の核心を、時間制の社会における多様性と権力の関与とにあることが示唆されたとい

う。しかしそこには次の不審点が残されているとし、すなわち①たとえば国家権力は時間制をどのように制度化しているのかの実例が不明であること、②多様な社会時間が伝承される文化としてどのような実態があるのか、③時間のシンボル性および非西欧社会における実態はどうか、という点である。これらを総合した検討の結果、「文化的に多様な社会の時間制に対する権力の関与」(四頁)に結論の方向性が認められたとする。

次にこれまでは法と時間の問題がそれぞれ異なる手法を有する法学と自然科学とによって関連性なしに対象化されてきたが、実際は法と時間は不可分に関連し、人間生活およびその創造物である文化と、社会の形成及び支配に関連する権力によって、法と時間は多元的に構造化されていること、換言すれば「人間社会において権力に媒介された法と時間」(同頁)——これを作業仮説とする——であると指摘する。同時に、先述のように、このような状態を作り出したのは、当該問題を取り上げる各分野の固有の方法に依拠していたことが原因であり、ゆえに当該問題の総合的な観察・分析に適切な方法論を用意しなければならないという。

そこでまず右記の作業仮説の構成を試みている。最初に自然科学が時間を法のみならず人間からも断絶させたといい、しかしその後、実際に時間の中に生きる人間によって人間の自己の問題として取り戻されたと指摘する。そこには個人時間と社会時間とがあるが、千葉の研究においては社会における一つの制度として時間制をとらえてきたので、作業仮説としては個人時間を伴いつつも社会時間を主としなければならぬとする。その社会時間について、それは多元的時間制であるという。つまり、各社会(小社会)は独自に時間制を有しつつ他の社会との関係において時間制の調整を必要とするため管理機構を整備し、当該機構は政治権力と結合し、時には自らが政治権力となる。その結果、大社会のなかに調整された時間(標準時間)に加えて多数の時間制が共存することになる。

右記作業仮説の構成に加えて、この「多元的時間制は多元的法体制と平行する」(六頁)と指摘する。つまり「各

単位社会が護持する非公式の時間制は、国家の公式法では私的自由の一現象とみなして済まされるが、実は固有の社会規範により保障され公式暦にも食いこむ文化なのである」(同頁)。この現象は、固有の管理機構と権力を備えている場合には、時間の社会規範が多元的法体制における非公式法に相当するのであり、そのため、多元的時間制と多元的法体制との関係を、その形態や程度、特に平行問題として検証されるべきであるとする。

千葉は、この二点の作業仮説の検証の前に、新しい文献に言及している。その中で新しい問題として環境時間と女性時間があるが、これは従来の問題意識の中に含まれており、それ以外の新しい問題として、「コンピュータ時間をあげている。つまり当該時間はこれまでのリズムに変更を迫り、いわば「時間無き時間 (timeless time)」を創り上げるからである(八頁)。これはいわゆるグローバルバリエーションの根本動因にコンピュータによる当該時間の拡大があるからという。それに伴って、時間に関する二つの見方を示している。一つは、時間を人間が造った産物であるという見解。二つ目は、それぞれの固有の時間制を生かしたうえで、標準化 (standardization) にすぎない、という見解である。しかし千葉は、当該二見解は「法と時間」という問題に直接関係するものではないとして、脇に置く。

その中で注目すべき新文献に関して、まず「人間と時間」という視点、次に「権力と時間」という視点からの成果を紹介している。<sup>(2)</sup>さらにグレゴリウス七世とハインリッヒ四世との教権と王権との闘争が実は時間支配をめぐる権力闘争であった点を詳細に論証する文献にも注目している。<sup>(3)</sup>加えて法と時間の相互規定に関する文献も示している。<sup>(4)</sup>しかし中でもオスト (Ost) の研究が群を抜いていると評している。つまり、オストは、「法の時間は既成法学が認識するように事件の瞬間性と制度の安定性の二極に尽きるのではなく、社会に生起する諸変化を弁証法的に吸収して法を持続させるという特質を持つのではないか」(十～十一頁)という問題を提起し、オスト自身は法的

時間を弁証法を用いて論じているとして、高く評価している。<sup>(5)</sup>

次に千葉は、方法の問題に言及する。まず現代法学がローマ法以後の諸概念ないし用語（所有権、不法行為、行政、裁判等々）を組み合わせて国家法の壮大な体系を構築すると同時に、国家法以外の法（国際法、慣習法、部族法等々）とも関連性を有しながら、そこに膨大な専門用語を生み出しつつ、それらの組み合わせで説明される体系は、その法理論及び方法論も含めて「西欧人の英知が創造し近代に完成させた文化で、人類知の一例としても輝かしい成果には違いな」と評価する（十一頁）。ところが二十世紀末くらいから当該状況を法的帝国主義（legal imperialism）あるいは西欧中心主義（westcentrism・eurocentrism）であるとの批判が生じた。千葉はこの現象を、西欧特有の文化的所産たる現在の国家法一元論と西欧法普遍論を規準として非西欧法を観察・評価してきたことに対する問題提起として理解している。その結果として、非西欧法学を確立し、それから西欧法学との間で止揚を目指すことによって、真正な普遍的法学の実現が図られるという（十二頁）。

では、非西欧法学をどの様に確立すれば良いのか。それは、「法を観察・分析する基本的な観点に関し、主体的観点を確立すること」（十三頁）であるという。つまり実際の社会動向や変化などは、その社会に生きる人々の微妙な心意が法に関する事項も含んで大きく影響するが、当該現象は文化によって異なるものなので、西欧法文化の成果たる客観的存在の法にのみ固執してはいけないということである。換言すれば、「事实在るがままに観察・分析するのが法の主体的観点（Law in subjectivity）」なのである（同頁）。

その後千葉は、右記の主体的観定の効果的実行のために、適切な道具概念の枠組みの整備が必要であるとして、特定的概念と操作的概念（分析的道具概念）の必要性を指摘している。前者は「対象の観察を開始するに当たりその外延を他と判明に区別して特定する」概念であり、後者は「対象の内包を分析するに当たりこれを構成する因子

をすべて道具概念に一応固定し分析作業の進展にともなってこれを再構成してゆく」概念である(同頁)。特に非西欧法の研究対象に入れる場合には、当該両概念が必要であるという。そこで千葉は、彼自身の考える当該両概念を略述する。

まず人類社会における法の実態を多元的法体制であるとして、その実態を対象とした場合、特定的概念は、「一社会の正統権威による統合的社會規範」をすべて含むことよって、多元的法体制という外延を構成するという。また操作的概念は、「一方では特有の価値・理念を内包し、他方では正統の権威・権力に支持され、許された行為と禁じられた行為とを権利・義務として指定し、これをサンクションの制度をもって管理機構が保障する。社会規範の一種」とする。そのほかにも、後者に関しては一国内あるいは国境を越えて存在する各種の社会集団が非公式ながらも固有の法を有しており、「一体系の法を保持しこれを管理機構によって運用する社会的持主」を意味する法主体の概念が必要であるという(十三～十四頁)。筆者の視点で言えば、このような発想自体は現在のいわゆるグローバル法(global law)と共通するものであると考えられよう。

千葉は、特に操作的道具概念として「アイデンティティ法原理下の三ダイコトミー [dichotomy・二分法・二種類に分けること]」を提唱している。すなわち、第一に公式法と非公式法<sup>(6)</sup>、第二に固有法と移植法<sup>(7)</sup>、第三に法規則と法前提である<sup>(8)</sup>。そしてこのような異種の法の組み合わせを指導して、最終的に全体を「一法主体の一秩序として統合する文化的原理」がアイデンティティ法原理であるという(十四頁)。

次に時間に関する用語と概念について補正を施しながら提示している。ただし「時間」自体は「文字で規定して表現するとその豊かな内包が損なわれる虞れがあるので、ここではその共通認識を尊重して最広義を文字では規定しないでおく」(十五頁)としている。なお法と時間の二事象を関連させるために、特定的概念として法的時間

(temporality in law) を設定し、その意味は「法における時間」ないし「法と時間との不可分の関連」としている(十六頁)。

また考察対象のほかに分析のための独自の操作概念を提示する。なぜならば、従来の研究には当該概念を見出すことができなかったことを理由としている。そこで当面は、先述の三ダイコトミーを基礎にしながら、法的時間について「公式法制と非公式法制、固有時間制と移植時間制、時間調整原理および時間制主体」<sup>(10)</sup>(十九頁)を提示している。

さらに権力・人間・社会に関する用語と概念についても言及する。その理由は、従来の学界ではこれらが時間との関係でそれぞれ断絶されていたので媒介する必要があるためという。まず「個人の力」(人間存在に本来的な力)、「集団の力」(個人の終結した社会において超個人的な統制によって「集団内の資源を動員する力」、そして社会的な「権力」(当該「集団の力」の権威と実力が管理機構によって明確なものをいう)である(同頁)。この社会的権力が法と時間を媒介するという。またこれら全過程に関与する基礎的因子が必要であると人間(当該作用を演ずる主体)と社会(当該作用の場)、ならびに社会構成(一社会が複合的に成立している状態)、複合社会(複合的秩序を持つ社会)、単位社会(一つの複合社会を形成するそれぞれの社会集団および社会階層)という用語及び概念を示している(十九〜二十頁)。

次に時間制における人間と権力と法について、人間と時間の問題、権力と時間の問題、法と時間の問題にわけて言及している。

人間と時間の問題に関する文献として、文明学からのアプローチとしての共同研究を示している。<sup>(11)</sup>そこでは古代では中国とマヤ、中世ではインカ、近代では明治期の日本などが当該研究に収められている。そのなかでは「支配

力としての時間」が見いだされ、時間の有する既判力・強制力が人間や社会をどのように支配・管理する「力」として現れるのか、という問題関心も示されており、時間の規範性に加えて法的性質まで示唆されていると指摘する(二十三頁)。また春秋時代の中国では「時間を作り出す」存在としての為政者から「時間の決定者」としての為政者に変化していくことなども例示されている。それらをまとめて、このような個別具体的な研究成果は千葉自身の示した用語および概念を用いて一般的に表現できる故に、当該「文明論者たちは、私「千葉」の言う多元的時間制の構造の機能を提示したのであった」(二十四頁)と評している。

権力と時間に関しては、Ruzの編纂した成果を、人類学的資料によって国家権力が如何に時間を支配するかを研究したものであるとして評価している。それによればRuzは、時間が社会的・文化的事象であるゆえに権力との関係も多様であることを指摘し、「時間の客観的形態 (the objectification of time)」を権力による支配のための政治的手段であるという。その手段は①暦(calendars)(多様な諸社会時間を集権化して統一する)、②スケジュール(マス社会において週および日を通じて権力関係を形成する)、③黙示のコード (implicit and consensual) (時間を通じて民衆を結合させる)、④伝統 (traditions) (過去を現在および未来に向ける政治的イデオロギーとなる)、以上の四種類に分類する。これに関連して、Ruzは政治の意味を「社会における時間と権力の関係がこれら四手段を通ずる規制により支配を図る闘争と抵抗の過程」(二十五頁)とし、①時間の専有化 (appropriation) (エリートが国家権力を背景にして公式時間制を強行する)、②時間の制度化 (institutionalization) (一社会集団が支配的な他の時間制を受容させられる)、③時間の正統化 (legitimation) (異なる時間制を有する層間で正統性が争われる)、以上の三段階に分類し、結論は「時間は権力なり」としている(同頁)。

このような三段階の実例をRuz編集書の他の論文が示しているという。たとえば時間の専有化はチャウシエス

ク支配下のルーマニアが例示され、時間の制度化については、一九七〇年に独立したフィジーにおいて伝統的なアイデンティティを有していた現地人およびインド人が、ラブカによる一九八七年のクーデターによってメソディズム原理主義を受容させられたことが例示され、時間の正統化については、アメリカにおけるホームレス及びブルトリコ女性の例、並びにイスラエルにおける三集団間の調整としての公式時間制が例示されている。

しかし千葉は、*Rus* を代表とするこのような研究成果についても、道具概念としての不十分性、事例の少なさを指摘する。だが、権力と時間との関係についての最初の理論化という面は高く評価している。その結果、多元的時間制においては管理する権力相互の間で対立・闘争あるいは協調・妥協が生じること、及びそれらは公式時間制と非公式時間制との間、固有時間制と移植時間制との間に著しく発生すると指摘し、そこに時間調整原理が働く場合と働かない場合があるという(二十八頁)。

法と時間の問題に関しては、*Ost* の指摘を取り上げて、時間に関する法学界の慣例を鋭く批判した点に対しては評価するものの、具体的な作業仮説に構成されるまでには至っていないこと、及び多元的時間制を考慮していない点について批判している(三十一頁)。

第五論文では、第四項として人間における法と時間について言及されている。つまり権力が法と時間を媒介するゆえに、その内容の理論化及び体系化が必要であるという。そのため千葉は、*Ost* の法変動論に対して注目し得る着想を見出す。すなわち、彼が法的時間中の前進遅延交替の時間に説明として「記憶と予測 (*la memoire et l'anticipation*)」を付記したことである。この記憶と予測という発想は、他の時間が人間活動を外から測る客観的枠組みであるのにくらべると、「これだけは人間活動の主體的機能の一つの枠組である意味において新観点だからである」(二十四頁)という。

Ostの展開した新理論(一九九九年)は、換言すれば、「過去・現在・将来を統合する弁証法的時間理論」(三十四頁)の試みであるという。まず一般に時間は、直線的時間観念に基づいて過去・現在・未来と一直線に進行するが、それに対して法は規範理論を持って時間捨象(*detemporalisation*)すると信じられているという。しかし実際は、「時間は人間が権力を通じ社会で造った制度であり、法は社会生活の意味と価値を操作する言説(*discours*・ディスクース)である意味において、両者は性質を異にするが相互に無関係なのではなく、法は時間を制度化して時間制を造り時間は法の制定力を限定し、存在においても作動においても相互に弁証法的関係にある。」(同頁)という。

この自由と権力に関して、Ostは四つの概念枠組を、市民と国家とが基準とする尺度として提示している。すなわち記憶(*memoire*・過去に連結してこれを登録し基礎づけ伝達する)、免宥(*pardon*・過去を切断して未来に連結する新しい意味を与える)、予約(*promesse*・個人の習慣から憲法までの規範に順うことにより未来を連結する)、問題点修正(*femise en question*・時代の変化に応じて然るべき時に一旦決まった未来を切断し予約の存続に必要な見直しをする)であるが、以上の四概念枠組は相互に関連しつつ、例えば暴力的進行なども関与する場合があるとす(三十五頁)。

次に人間には心意があるが、物理的時間にはそれが無いので、人間の社会的時間を測定する尺度は、「歴史が合成する文化的時間に拠らなければならない。」(同頁)のであるが、そこには異なる時間(あるいは文化)が混在しているゆえに相互に衝突が発生する。そこでそれらの同調(*synchronisation*)を図らなければならないが、それに応えるのが時間調整(*retemporaisation*)を実現する社会規範たる法である。法は先述の四つの尺度を用いて、時間調整を行うのである。すなわち「記憶が社会のアイデンティティを維持して抵抗を抑え、免宥が記憶墨守の危険を自然の流れに応じて清算し、予約が変化を見込みつつ社会生活の未来を導き、しかし問題点修正が実際にはその

実現を可能にする。」(同頁)のであるため、法的時間というのは人間が実践する社会時間の一つであるという。

以上の Ost の理論に対して千葉は、以下のように要約している。すなわち、「第一に、時間も法も社会生活のために人間が創造した制度であること、第二に、一般的には相互に断絶されていた時間と法は実は不可分の弁証法的関係にあること、第三に、その関係における法の役割は社会に多様に成立する諸時間の間に生ずるコンフリクトを調整すること、そして第四に、法がその役割を果たす基準尺度が記憶・免宥・予約・問題点修正の四機能であること」(三十六頁)。そしてこの理論の新規性は第四点にあり、千葉自身の考えを基本的に支持するものであると評価している。千葉によれば、法は法令と権利との発生・変動・消滅の時点を効力に結び付けるため、期日・期限・期間の原則を規定し、例外として条件・事項・事情変更等の措置を認める。諸事がこれらの規定と合致する限りにおいて法は現実に行進している時間と現実の変動を捨象するので、その意味で時間は法規範の中では作動できなくなる。Ost はこの既成法学の時間観に疑問を投げかけたのである。そして Ost は自身の理論を展開するために、既成の、すでに意味内容が定まってしまっている法律用語や哲学用語といった専門用語を使用せずに、まさに日常用語を使用したのである。その理解と適格性については他者に委ねなければならないとしても、彼の用語は「主体的に生きる人間が法に直面して採る行動様式を再現した用語であ」り、「まさしく、『人間と法』の問題をとらえた観察である。」(三十八頁)と評価している。その半面、Ost が具体的な非国家法や非西欧法あるいは多元的法体制に言及していない、つまり「考察の対象である法については社会的Ⅱ文化的な多様性及び時間的Ⅱ歴史的な変動に言及せず、そして考察の方法については自覚も試案もない。」(三十九頁)という批判的評価も行っている。法哲学を強調するあまり、法社会学を拒否し、文化の一般的及び法人類学的観点に思い至っていない故であるという。

次に千葉は私見として、個人時間よりも社会時間が主題であり、社会時間は多元的時間制 (temporal plurality)

を為し、多元的時間制は多元的法体制 (legal pluralism) と平行して存在すること (法と時間の平行性・parallelism between law and time) を検討する。

最初に社会時間を取り上げる。そもそも人間はそれぞれが個性のある多様なタイプの個人時間を有している。<sup>14</sup>しかしこの個人時間には社会時間が不可分に関係している。つまり一見すると各自が自由に個人時間を決めてるように見えるが、実際は現実には存在する様々な社会時間の中の一つを自己の「標準時間」と定めた結果である(四十一頁)。千葉における主題は、このような個人が主体的に標準時間を選択するという側面ではなく、社会が個人に対して一定の社会時間を要求する側面である。この視点から従来の研究を見ると、その多くが個人時間の議論に追われ、社会時間に関する信頼できる理論は見出すことができなかつたという(同頁)。そこで千葉は自らの試論を提示する。

すなわち、社会時間は単なる「時間」ではなく、個人が受容を要求される程度の強さによって、社会規範の性質を帯びることになるという(同頁)。千葉は、ここにいう「要求される程度」を規範性の強弱とみて、当該規範性が明らかなのは社会規範性を有するといいい、規範力が強く規範として実効的といえるための四要件を提示する。筆者の立場からここで考えなければならないのは、当該規範性の強弱自体は、「時間」といかなる関係にあるのかという点である。社会が各個人に何らかの事項を要求する場合、権限のある機関(国会や地方議会など)で法規範として定められるか、当該社会の慣習法として成立するのであり、それはあくまでの成立の形式であつて、その内容とは異なるものと解せなければならぬのではないだろうか。つまり、法規範を含む社会規範と、その内容は異なるものであるゆえに、当該箇所千葉の言う、社会時間も規範性が明らかなのは社会規範の性質を帯びるといふ表現は、あくまで時間自体が規範となるのではなく、社会規範の内容として時間が存在すると解するものと考え

られる。

千葉によれば、上記の規範性が強く実効的といえるものには以下の四要件があるといい、仮説として提示する。第一は当為性で「一定条件化で個人の選択する行動様式が当為として明示されている」という要件である。第二はサンクションの実効性で「当為の実行を命じ不実行を制裁する」という要件である。第三は管理機構であり、これは「当為の行動を可能とする基礎条件を整備しサンクションを実施する権威ないし権力を備えた管理機構」という要件である。第四は価値・理念で、上記の諸要件「全体を正当化する」要件である。そしてこれら四要件の「経験的实在」を確認するインデックスが管理機構であるという。この管理機構を単に組織として捉えるのではなく、千葉は具体的な人間によって担われている点を注視し、それゆえに当該者は要求される当為の行動様式および価値・理念を熟知しており、必要に応じてサンクションを実行する権威・権力を有するからであり、このことは歴史上の多くの事実が示しているという(四十一～四十二頁)<sup>15)</sup>。ただしこの時間管理機構は一つだけ存在するのでなく、各単位社会ごとにそれなりの時間管理機構を有しており、各人や各単位社会は特有の社会規範に順ついているゆえに、「人類の時間制は、標準時一元でも西暦普遍でもなくまさに多元的なのである。」(四十二頁)という。

そこで次に多元的時間制を取り上げる。千葉によれば、近代社会及び近代法の基礎は社会を担う能力のある成人という個人のみを原子的単位としており、当該個人が集合して一気に社会あるいは国家を形成するという基礎理論に依拠している。しかし現実には人間の変化から伝統に基づくゲマインシャフト的社会が、非西欧のみならず西欧自体にも未だ存続しており、その意味で西欧社会と非西欧社会の区別は絶対的でない。そのなかで千葉の意図するところは社会時間の「存在と作動の特徴を説明することである。」という(四十二～四十三頁)。

そこでこの点に関する一般論ないし理論は見当たらないとしつつも、前出の Ruffin の示唆に注目する。それを纏

めるならば、人類社会には大小様々な社会が併存しており、各社会は上位社会の公定した時制と曆制に従いつつ承認される範囲内で固有の非公式時間制を保持する。<sup>(16)</sup> そのような時間制の運営のために固有の管理機構を持つ。視点を變えると、各社会がそれぞれの時間制を有する故に、そこには衝突（コンフリクト）が生じ、同調をはかるための調整を必要とする。この調整が成功すると、当該時間制は各社会の枠を超えてより多くの社会にも通用する様になり、最終的には制度となつて管理される様になるという（四十三頁）。

ここで千葉は「制度」の意味を提示する。個人的な理解と断りつつ、「制度」とは「多数の個体が全体の規制を受けて形成する機構」を意味し、その特徴は「全体が規制を効果的に実行するために個体に対してルールをもって当為を課し静態の構造を動態に機能させること」と推論し、これを時間制に当てはめると「管理機構によるスケジュールの確立」と仮説している（四十四頁）。ここから多元的時間制を示す。すなわち制度化している時間を社会的時間制であるとした上で、当該社会的時間制を有している各社会は「大社会の中で横に並列し縦に重畳して複合され、個有の社会時間制を保持しつつ大社会の共通時間制とも同調する。これが、時間制の社会における実態、約言すれば多元的時間制である」（同頁）<sup>(17)</sup>。また管理機構についても多元的時間制と同様に複合的な関係にあり、最終的には一種の社会的権力の統括下におかれることが多い。

千葉はこれまでの内容を纏めて、多元的時間制の構造を次の様に述べる。「各単位社会の時間制は、制度としての社会的性質とくに独自性にはそのように諸変型に現われる多様な相違を示しながら、特有の管理機構ひいて一種の社会的権力によって運営されている。その多様な様相を大別すれば、一面では（中）小の単位社会が大社会の中で自己の個有時間制を維持しつつ、他と相互に調整を果たして並列あるいは重畳して諸時間制の一多元的体系の中で連動すること、他面では、各単位社会の個有時間制は他とのコンフリクトと調整の過程で、他社会とくに大社会

の時間制の一部か大部かを移植時間制として採用する結果文化的には新たな展開を遂げること」(四十五頁)と整理できる。またこれが基本的な検討課題でもあるという。その中で、千葉が特に最重要と考える課題は次の二点である。第一点は、各(中)小社会の非公式時間制と大社会の時間制とくに国家の公式時間制との関係、第二点は、固有時間制と移植時間制とくに標準時制・西暦との関係である(同頁)。

右記の課題を受けて、難問である多元的時間制と多元的法体制の平行を取り上げる。千葉は当該問題に関する手掛かりとして「両者とも典型は国家という大社会の公式時間制と内部の(中)小社会の非公式時間制との複合構造の問題である」(同頁)という点である。この点に関して大きな三つの示唆があるという。第一の示唆は、古代中国における同姓国が支配空間を異姓国に拡大することが、家の時間が為政者の時間に変化するということを意味するという研究である。これは時間制の社会的拡大を権力が媒介することを意味しているのである(四十五～四十六頁)。第二の示唆は、国家一元論に対する懐疑的研究の集積に見いだされるという。例えばハロルド・ラスキの多元的国家論などが上げられ、社会は個人によって一挙に形成されるのではなく大小様々な社会集団がそれぞれ個々の力つまり権力を相互に調整して形成するため、複合構造をなし、公権力は正統的権威を保持するが社会的性格においては他の権力と相対的な存在である、ということである。このことが社会は多元的に構成されていることを意味しているという(四十六～四十七頁)。第三の示唆は、多元的法体制論であるという。この論は、伝統的な固有法を法として認め、法学正統の理論である国家法一元論と西欧法普遍論とを批判するものであるが、未だ全体理論を構成するまでには至っていない。非西欧諸国に移植された西欧的国家法と諸固有法との関係(共存やコンフリクト、同調など)を事実問題として調査する段階であるという。しかし千葉は、中間的理論は見いだされ得るとする。つまり公式法と非公式法、固有法と移植法などの複数の法規範が集合して一つの法秩序を構成し、その他数がさら

に複合してより大きな法秩序を形成するので、世界の法は「国内諸法と国家法と超国家法の三元を主軸とする多元制を成すと概括することができる」(四十七頁)という。

以上の三つの示唆から得られる問題として、「時間制も法体制も権力体制はいずれも大社会の中で多元的に複合して存立していることになるから、この三種の多元制相互間の関係が問われることである。」(同頁)と導きだす。この点もこれまでの歴史上、正統の政治権力が法体制と時間制の各最高権力を一体化しようと腐心してきた事実からも明らかである。<sup>18)</sup> また社会的権力体制は人間の多様さわまる社会活動に応じて各別に成立するのであるが、その中で少なくとも政治権力と時間管理機構とはそれぞれの特に非公式法を媒介にしなければ社会的正統性を認められないということは疑いの無い事実であると指摘する(四十八頁)。

千葉は私見を述べる前に、「多元的時間制は、管理機構の権力によって当該社会に正統としてまた場合によって正統とまでは言えなくとも一般的に通用する以上は、やはりそのための社会規範すなわち公式・非公式の多元的法体制に指示されて存立する事実」であり、この事実を「多元的時間制と多元的法体制との平行」と称することを再度確認する(四十九頁)。またこの両制には三つの明白な相違があるという。第一は、法は現実と不可分の関係を前提として存在・作動するのに対し、時間制は人間の現実行動とは無関係な機械的範疇として存在・作動することが可能である。第二は、法においては各法ごとに正統権威と管理機構の確立が不可欠であるのに対し、時間制では正統権威と管理機構が法の場合ほど確立も集中もしてはいない。第三に、法の場合は他の社会規範との相違が問題とされるのに対して、時間制はあらゆる社会事象のすべてに不即不離に伴う前提的要因とされているので認識・考察の当然の範疇である故に視野から除かれても観念的には論理に反することは無い(四十九頁<sup>19)</sup>。

第五論文の最後に、これまで論じてきたことを前提として私見としての結論を示している。それは次の三点に要

約される。第一に、時間は、時間制として法規範を成している。つまり、時間制は国家法上の公式の制度（法制度）として法体系の一環にあり、それ自体が法規範をなすに他ならない。例えば所有制度・契約制度・刑罰制度などが各法規定に基づいて法制度化しているのと同様に、時間制も国家法上の時制と暦制として法制度化しているのである。しかし現代法学は時間を権利の発生・継続・消滅に拘る契機のみ限定してしまっている、この点が明確に認識されていないのである。さらに公式時間制が法規範として存立するということは、複合社会を大社会に統合するための政治権力による手段でもあり、それゆえにシンボルでもある<sup>(20)</sup>。第二に、人間生活を規律する時間制は、公式時間と非公式時間であるため、多元的時間制である。先述の様に近代国家は私的自由を設定することで、一定の範囲内で多元的な時間制の存立する状況を創り出したのである<sup>(21)</sup>。第三に、人間が時間制を造り、用いるのである。この第三点目の記述で千葉は、これまで述べてきた多元的時間制やOstあるいはRuinなどの主張を再度俯瞰した上で、時間自体は個々人ごとに異なるものであり、人間精神の所産である意味で不変ではないというエドワード・ホールの言を引きながら人間自体が時間の主体である点を指摘している（五十三～五十五頁）。そして最後に千葉は、「時間制は、人間が生きる社会においては、公式および非公式の多種類が共存して多元制を成し、それぞれの非公式法をもって公式時間制とともに存立している、その意味における法規範である。」（五十五頁）と現段階において結論付けたのである。

(六) これまで時間と法に関する先駆的研究をなした千葉の一連の成果を第一論文から第五論文にかけて纏めてきたが、筆者の力不足のため、充分に千葉の意を汲み取ることはできず、本論の読者が誤解をするならばそれは全て筆者の責に帰せられるものである。このことを前提として誤解を恐れずに記述するならば、全体を通すと、千葉は

当該テーマが研究に値することを何度も確認しながら、先達の研究を広く渉獵し、整理し、その長短を明らかにしながら、現時点での研究の到達点を探ろうとしていた。その間に私見を展開するための準備として用語や概念の定義を試みている。この手順はオーソドックスな研究を意味する重要な点であると言えよう。その意味で貴重な研究と言わざるを得ない。

しかしその一方で、当該問題が法学の世界で未だ十分に研究され始めていないこともあって、手探りの中で進められているため、理解が充分になし得ない部分も散見される。例えば、考察しながら記述されたと推測できる故に、同じ内容が複数回記述されている。もちろんそれらは必要であるからであり、第一論文から第五論文までの間に数年を要しているため、確認の意味を込めて各部分で記述されたのであろう。また用語や概念の定義といった必要な作業を行っているが、筆者の視点では、用語の定義方法が不明確であると思われる。一般的には論理学の定義理論を用いて用語の定義を行うのであるが、残念ながら当該部分が明記されていない。これが用語の分類と定義を複雑にしている要因であると考えられる。そして最後に、今回取り上げた千葉の一連の論文の特徴でもあるのだが、徹底しているいわゆる社会学あるいは実態調査の報告に基づいて私見を展開している。そのため多元的時間制度という発想や時間制自体が法制度あるいは法規範であるという指摘がなされ得たものと考えられる。ただ、時間制自体が法規範であるという部分の説明に理解の困難さもある。つまり法規範と(法)制度を同一のものとして扱ってよいのか、また権利・義務とその内容および時間との関係が詳述されておらず、同時に時間自体は全ての社会事象の前提となっていることと法規範であることとの関係などについて、筆者は十分に読み取ることができなかった。

だがこれらのことは、筆者の個人的な感想であり、千葉の研究成果の価値を貶めるものではない。むしろ千葉の研究及び考察から、時間の管理機構、多元的時間制と多元的法制、媒介としての権力と歴史的展開といった、「時

間と法」を考察するための極めて重要な視点と概念が提示されたことは、当該分野の研究を大きく前進せしめたものとして高く評価されなければならないといえよう。

(続)

- (1) 第五論文は、千葉『法と時間』における第五章(多元的時間制の法文化)に該当している。一五一―二二〇頁。
- (2) ここでは、松本亮三の編著と齋藤道子の編著が前者にあたり、後者にはルツツ(Rutz)の業績を上げている。松本亮三『時間と空間の文明学―感じられる時間と刻まれた時間』(共栄書房、一九九五年)、齋藤道子『時間と支配―時間と空間の文明学』(東海大学出版会、二〇〇〇年)。
- (3) 瀬戸一夫『時間の政治史―グレゴリウス改革の神学・政治論争』(岩波書店、二〇〇一年)。
- (4) 徳永賢治『時間の中の法と法の中の時間』『沖繩法政研究』第三号(二〇〇一年)。
- (5) Ost, Francois, *La vocation Le temps du droit*, 1999, Paris.
- (6) 公式法とは国家法及び国家法が公式に承認する法であり、非公式法とは「国家法から公認されていないが明示・黙示の一般的合意により当該法主体の正統権威から承認を受けて構成員日常の社会生活を実際に規制する慣行法のうち、明確に公式法を補充または排除する実効のある」法をいう(十四頁)。
- (7) 固有法とは「当該法主体の伝統文化に起源する」法を言い、移植法とは「一法主体が他の文化から移植した」法をいう。(同頁)
- (8) 法規則とは「言語特に文字に定式化された個々の規則で人の具体的な行動準則を明示する」ものであり、法前提とは「法規則を正当化しあるいは個々の場合に補充・修正する価値原理」である。(同頁)
- (9) この概念枠組はトルコとタヒチの研究者からも有効であるとの報告を得ているという(五十八頁注十)。しかし千葉は、この「三ダイコトミー」概念は、当初の「法の三層構造」(公式法と非公式法と法前提)を使用したものであるが、場合によっては元の「法の三層構造」の方が応用しやすい場合もあるとした。メンスキー(Mansky)は当該三層構造の法を評価したと報告されている(千

葉『法と時間』二二八頁補二)。

- (10) 公式時間制と非公式時間制の間に「準公式時間制」という概念、並びに「異なる時間制間のコンフリクトを調整する原理」を時間調整原理とする。また時間制主体は「ある時間制が通用する一定の単位社会」を意味する。以上、十六〜十八頁。
- (11) 松本亮三『時間と空間の文明学―感じられた時間と刻まれた時間』（共栄書房、一九九五年）。齋藤道子『時間と支配―時間と空間の文明学』（東海大学出版会、二〇〇〇年）。
- (12) Ruz, Henry J. *The Politics of Time*. American Ethnological Society Monograph Series, No.4, 1992.
- (13) つまり現実の人間は、法の存在を自覚せずに行動したり、法に従った行動をとらざるを得ない場合などがあるが、規範体系一点張りの法学は、人間を法が規制すべき客体と見なすだけで、それぞれの人間の経験や社会環境、事情の下で法に対して主体的にどういう対応行動をとるかについては論外に放置したままである（以上、三十八頁）。しかし、いわゆる既成法学においても量刑等、一定枠内であるが個人の事情などを考慮していることも事実である。
- (14) 例えば時間厳守の人とルーズな人、集中しているときは短時間に感じられるがそうでないときは長時間に感じる、時間の使い方の上手な人とそうでない人など、各人の個性が反映するという（四十頁）。
- (15) 例えば、未開社会においてはソロモン諸島の「ビッグマン」、ムシル族の「暦の達人」、古代国家の皇帝や中世キリスト教会の教皇など、歴史上の権力者はすべて時間管理機構を掌握していた。現代国家も国家機構の一部に時間管理機構を編入しており、時制と暦制を法定している。民間でも諸社会ごとに時間管理機構がある（四十二頁）。
- (16) もちろん下位社会が全て固有の時間制度を有するわけではなく、固有の制度をなすに至らずに上位社会あるいは大社会の時間と同調するだけのものも多い点も指摘されている（四十四頁）。
- (17) グリニチ標準時や西暦などは大社会の共通時間であるが、実際には多くの社会的時間制と多元的に共存していると説明する（同頁）。
- (18) 西欧史では帝国統一の条件であり、教権と王権は闘争し、中国史では歴代の皇帝が天壇に捧って暦制を定め、日本でも朝廷と幕府が管理してきた暦制を明治維新政府が変改するなどであり、現代では国家権力が法と時間制を公定している（四十八頁）。

この他にもリオフランク・ホルフォード『暦と時間の歴史』正宗聡訳（二〇一三年、丸善出版社）にも上記の歴史がコンパクトに纏められている。

（19）現代法学は、この論理に従って来た故に時間論を放置してきたという（五十頁）。

（20）この点について留意しなければならないのは、第一に政治統合の主体が独立の主権国家であるため他の諸国家と共通する時間制を持たなければならず、グリニチ標準時と西暦の世界的普及となった。第二に公式時間制は非公式時間制を抑圧する面があり、個人時間と社会時間から反発を受けることもあるため、近代国家はその中和手段として人権の基礎に私的自由をおいて、その範囲内で個人時間と社会時間とを容認する法的根拠とした。第三に当該公式時間は男性支配の論理に従っていること、コンピュータ時間の普及が混乱を生じさせることにも注意しなければならない（五十一頁）。

（21）この多元的時間制の実態は未だ学界で明らかになっていないが、その実在を証明する事例が二点あるという。非公式時間制の存在の報告と、それぞれに管理機構とみなされる存在があるという報告である（五十二～五十三頁）。

— さいとう ひろし・法学部教授 —